

認定（特例認定） 特定非営利活動法人 制度のしくみ

平成 29 年 4 月

広島県環境県民局県民活動課

認定（特例認定）NPO法人とは

NPO法人のうち、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受けた法人は認定（特例認定）NPO法人となります。

認定（特例認定）NPO法人になると、税制上の優遇措置を受けることができます。

NPO法人を設立してから1年間が経過した後、実績判定期間（直前の2事業年度）において、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受ける必要があります。

- ☞ 認定NPO法人・・・NPO法人のうち、パブリック・サポート・テスト（PST基準）を含む一定の基準に適合したものとして所轄庁の認定を受けた法人
- ☞ 特例認定NPO法人・・・NPO法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内の法人）のうち、PST基準を除く一定の基準に適合したものとして所轄庁の特例認定を受けた法人

認定（特例認定）NPO法人となるための基準

（☞ 詳細は、リーフレット内側に記載の各基準・欠格事由の説明をご覧ください。）

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除きます。）
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

認定を受ける際に、適合すべき基準の1つとしてPST基準がありますが、次の①～③のいずれかの基準に適合する必要があります。

（特例認定を受ける場合は不要です。）

- ① 総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上であること【相対値基準】
- ② 3,000円以上の寄附金を100人以上から受けること【絶対値基準】
- ③ 事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること【条例個別指定基準】

認定（特例認定）の有効期間は？

認定の有効期間は、認定の日から5年間、特例認定の有効期間は、3年間です。有効期間の満了後、引き続き認定NPO法人として特定非営利活動を続ける場合、有効期間の満了の日の6カ月前から3カ月前までの間に有効期間の更新の申請をして、有効期間の更新を受ける必要があります。

特例認定は期間の更新がありません。認定に挑戦することをお勧めします。

認定NPO法人への寄附者に対する税制上の優遇措置

個人が寄附をする場合

個人が認定（特例認定）NPO法人に寄附すると、所得税（国税）の計算において、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定（特例認定）NPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

- A. 所得税額の控除額（税額控除を選択した場合） ⇒ (寄附金額-2,000円) × 40%
B. 住民税額の控除額（都道府県と市区町村双方が指定した場合） ⇒ (寄附金額-2,000円) × 10%

⇒ 国税と地方税あわせて、寄附金額の最大50%が税額から控除されます。

所得税の税額控除を選択した場合… 年収300万円の方が、1万円寄附した例

所得税 (10,000円-2,000円) × 40% = 3,200円
個人住民税 (10,000円-2,000円) × 10% = 800円 合計 **4,000円が税額から控除**

(注1) 寄附金の額の合計額は所得金額の40%、税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

(注2) 所得控除の場合には控除税額は1,200円となります(所得税率5%)。

所得税 (10,000円-2,000円) × 5% = 400円
個人住民税 (10,000円-2,000円) × 10% = 800円 合計 1,200円

法人が寄附をする場合

法人が認定（特例認定）NPO法人に寄附すると、一般寄附金の損金参入限度額とは別に、別枠の損金参入限度額が設けられており、その範囲内で損金参入が認められます。

相続人等が相続財産等を寄附する場合

(※特例認定NPO法人には適用されません。)

相続又は遺贈により財産を取得した人が認定NPO法人に寄附をすると、寄附する財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に参入されません。

認定NPO法人自身の優遇措置

みなし寄附金制度

(※特例認定NPO法人には適用されません。)

認定NPO法人であれば、「みなし寄附金制度」を活用できます。

認定NPO法人が、収益事業に属する試算のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業にかかる寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金参入が認められます。

<認定基準1>パブリック・サポート・テスト(PST)について

特例認定NPO法人については、この基準への適合は確認しません。

次の①~③のいずれかの基準に適合する必要があります

①総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上であること
【相対値基準】

$$\frac{\text{寄附金等収入額②} + \text{受入会費③}}{\text{経常収入金額①}} \geq \frac{1}{5}$$

経常収入金額①・・・AからB, C, D, Eを引いた額

- A. 活動計算書（又は収支計算書）の総収入金額
- B. 国・地方公共団体からの補助金等
- C. 資産売却による臨時収入
- D. 1,000円未満の寄附金（同一者からの合計額）
- E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金

寄附金等収入額②・・・FからG, H, Iを引いた額

- F. 受け入れた寄附金総額
- G. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計
- H. 1,000円未満の寄附金（同一者からの合計額）
- I. 氏名又は名称が明らかでない寄附金

受入会費③・・・JからKを引いた額

- J. 社員から受け入れた会費の合計金額
- K. 共益的な活動等に係る部分の金額

その結果

PSTの相対値基準に適合しやすくなり、認定を受けやすくなります！

小規模法人の特例

- ① 平均年間総収入額が800万円未満
 - ② 3,000円以上の寄附者が50人以上
- のどちらの条件も満たす法人は、1,000円未満の寄附金（上記D, H）や氏名又は名称が明らかでない寄附金（E, I）を収入からも寄附金からも差し引く必要はありません。

②3,000円以上の寄附金を100人以上から受けること【絶対値基準】

寄附者の数え方

- A. 氏名(法人・団体にあつてはその名称)及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- B. 寄附者本人と生計を一にする者も含めて1人として数えます。
- C. 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、寄附者数に含めません。

③事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること
【条例個別指定基準】

本県では、現在のところNPO法人の個別指定に関する条例を制定していません。

＜認定基準2＞活動の対象について

共益的な活動の占める割合が、50%未満であること

$$\text{共益的活動費} \div \text{事業費総額} < \frac{1}{2}$$

共益的活動費・・・AからFの活動費を足した額

- A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供
- B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行
- C. 特定のグループにのみ便益が及び活動
- D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動
- E. 特定の者の意に反した行為を求める活動
- F. 特定の地域に居住する者にのみ便益が及び活動

会員等とは・・・
次のどちらかに該当する者
① 役員
② AやBの対象として当該法人が名簿等により管理している者で、法人の運営又は業務の執行に関係する者

特定の地域とは・・・
一の市区町村の一部で地縁に基づく地域

＜認定基準3＞運営組織及び経理について

次の要件を満たしていること

- A. 役員総数のうち、役員及びその役員の親族（配偶者・3親等以内の親族）等で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である
- B. 役員総数のうち、特定の法人の役員又は使用人並びにこれらの者の親族（配偶者・3親等以内の親族）等で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である
- C. 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている又は、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存している
- D. 各社員の表決権が平等である
- E. 支出した金銭について使途が不明なものはなく、また、帳簿に虚偽の記載はしていない

＜認定基準4＞事業活動について

次の要件を満たしていること

- A. 宗教活動及び政治活動は行っていない
- B. 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族（配偶者・3親等以内の親族）等に対して特別の利益を与えていない
- C. 営利を目的とした事業を行う者や上記Aの活動を行う者又は特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていない
- D. 実績判定期間において次の割合は80%以上である
$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$
- E. 実績判定期間において次の割合は70%以上である
$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

実績判定期間とは・・・
直前に終了した事業年度の末日以前2年間を指します

＜認定基準5＞情報公開について

閲覧の請求があった場合、正当な理由がある場合を除き、次の書類を閲覧させること

- A. 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- B. 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- C. 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- D. 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- E. 収益の源泉別の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- F. 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し
- G. 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合等に所轄庁に提出した書類の写し

事業報告書等とは・・・

- A. 事業報告書 B. 財産目録
- C. 貸借対照表 D. 活動計算書
- E. 年間役員名簿
- F. 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

定款等とは・・・

- A. 定款
- B. 認証書の写し
- C. 登記事項証明書の写し

＜認定基準6＞所轄庁への書類提出について

毎事業年度初めの3ヶ月以内に前事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出している

<認定基準7>不正行為等について

次の要件を満たしていること

- A. 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実はない
- B. 偽りや不正の行為によって利益を得た事実又は得ようとした事実はない
- C. 公益に反する事実はない

<認定基準8>設立後の経過期間について

設立の日（設立登記日）以後1年を超える期間を経過していること。

欠格事由について

認定NPO法人の8つの基準（特例認定の場合7つ）を満たしても、次のAからJのいずれかか該当している場合は、認定（特例認定）を受けることができません。

POINT!

役員のうちに、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

- A. 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
- B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- C. NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- D. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団の構成員等」といいます。）

次のE～Jのいずれかに該当する

- E. 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない
- F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している
- G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない
- H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない
- I. 暴力団
- J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

情報開示は法人運営のポイント

特定非営利活動法人制度は、自主的な法人運営を尊重し、情報開示を通じた市民の選択、監視を前提とした制度となっている点が大きな特徴です。

そのため、NPO法人は、全ての事務所において事業報告書等を備置き、その社員及び利害関係者に閲覧させる義務を負います。また、毎事業年度終了後3カ月以内に事業報告書等を所轄庁に提出する必要があります。

認定NPO法人においては、事業報告書の備置き義務等を負うとともに、税制上の優遇措置を受けることから、資金に関する書類の備置きが併せて義務付けられ、より透明性の高い情報開示が求められます。

監督について

特定非営利活動法人制度は、情報開示を通じて、市民の選択、監視、あるいはそれに基づく法人の自浄作用による改善発展を前提とした制度であることから、さまざまなかたちで行政の関与を抑制しています。

しかし、法令違反など一定の場合において、所轄庁は、法人に対して報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては改善措置を求めたり、認証・認定の取消を行うことがあります。

- ☞ 指定様式は広島県のホームページからダウンロードすることができます。
広島県トップページ > まちづくり・地域振興 > NPO法人 > NPO法人の認定申請・運営等
- ☞ このリーフレットは平成29年4月現在の情報をもとに作成しております。最新の情報については、上記の本県ホームページで御確認ください。
- ☞ 詳細については、お問い合わせください。
【問合せ・提出先】広島県環境県民局県民活動課
NPO・青少年健全育成グループ
(〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL 082-513-2721)